

令和5年7月4日

保護者各位

社会福祉法人沖縄エンゼル福祉会
グッピー保育園
園長 ウィンフィールドひろみ
(公 印 省 略)

インフルエンザ及び新型コロナウイルス感染症の療養後の届け出について（お願い）

暑中お見舞い申し上げます。涼を探しながら、お体にお気をつけください。

さて、みだしにつきまして、下記の学校保健安全法にもとづき、インフルエンザ又は、新型コロナウイルス感染症に罹患し、療養後の届け出を別紙にてご提出をお願いします。

記

学校保健安全法

学校における出席停止措置の取扱いに関する留意事項

- 新型コロナウイルス感染症への感染が確認された児童生徒等に対する出席停止の期間は、「発症した後五日を経過し、かつ、症状が軽快した後一日を経過するまで」を基準とすること ※ 無症状の感染者に対する出席停止の期間の取扱いについては、検体を採取した日から5日を経過するまでを基準とすること
- 「症状が軽快」とは、従来 of 社会一般における療養期間の考え方と同様、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることを指すこと
- 「発症した後五日を経過」や「症状が軽快した後一日を経過」については、発症した日や症状が軽快した日の翌日から起算すること
- 施行規則第19条第2号のただし書の規定により、同号で示す基準より出席停止の期間を短縮することは、新型コロナウイルス感染症においては、基本的に想定されないこと
- 令和5年5月8日前に新型コロナウイルス感染症への感染が確認された児童生徒等についても、同日以降は改正後の出席停止の期間の基準が適用されること

その他の留意事項

- (1) 新型コロナウイルス感染症に係る医療機関の証明書等の取得に対する配慮について これまでと同様、新型コロナウイルス感染症への感染が確認された児童生徒等が、出席停止の期間を経て、登校するに当たっては、学校に陰性証明を提出する必要はないこと。また、児童生徒等が新型コロナウイルス感染症に感染し、自宅等で療養を開始する際も、医療機関が発行する検査結果を証明する書類は必要ないこと
- (2) 濃厚接触者の取扱いについて 令和5年5月8日以降は、濃厚接触者としての特定は行われなないこととなり、従前であれば濃厚接触者として特定されていた者についても、今後は、行動制限及びその協力要請は行われなないこと等を踏まえ、
 - ・ 同居している家族が新型コロナウイルス感染症に感染した児童生徒等
 - ・ 学校で新型コロナウイルス感染症の患者と接触があった児童生徒等のうち、感染対策を行わずに飲食を共にした者であっても、新型コロナウイルス感染症の感染が確認されていない者については、直ちに出席停止の対象とする必要はないこと

児童氏名 _____

届け出

上記の児童は、以下により療養等をしておりましたが、出席停止期間を経過致しましたので、本届を提出します。

該当に ○	病名	出席停止期間の基準（①と②の両方を満たす）
	インフルエンザ	① 発症した日を0日目として、6日目になっていること。 ② 解熱剤などを使用せずに解熱（1日を通して平熱に下がる事）した日を0日目として、4日目になっていること。
	新型コロナウイルス感染症	① 発症した日を0日目として、6日目になっていること。 ② 解熱剤などを使用せずに解熱（1日を通して平熱にさがること）及び症状軽快から2日目になっていること。 ※無症状の感染者の場合はPCRを0日目として、6日目になっていること

発症日	令和 年 月 日
解熱した日 ※インフルエンザの場合に記入	令和 年 月 日
症状が軽快した日 ※新型コロナウイルス感染症の場合に記入	令和 年 月 日
登園開始日	令和 年 月 日

令和 年 月 日
保護者氏名 _____

保護者の方へ

- ・インフルエンザ及び新型コロナ感染症は、学校保健安全法施行規則により出席停止期間の基準が定められています。この間は他の人に感染させる恐れがあるため、登園することはできません。（ただし、病状により嘱託医その他の医師において感染のおそれがないと認めたときは、この限りではありません。）
 - ・出席停止期間の教え方については裏面を参考にしてください。
 - ・本届は、保護者等が記入するものです。医療機関に記入を求めないでください。
 - ・療養後登園するにあたっては、診断時に医師から再受診の指示があった場合は、それに従ってください。
- また、症状軽快の判断に迷う場合は医師に相談してください。